

### 3 第9期介護保険料

第9期計画における第1号被保険者の介護保険料基準額は、月額5,900円とします。介護保険法における第1号被保険者の介護保険料標準所得段階は、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得の再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇の抑制を図るため、9段階から13段階に見直されました。調布市では、介護保険給付費等準備基金の活用とともに保険料負担に配慮した保険料設定を行うため、引き続き14段階を設定します。

#### 【所得段階別の介護保険料】

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	月額保険料
			年額保険料
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者及び世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市町村民税非課税で、前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285	1681.5円
			20,178円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第1段階以外の方で、前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方	0.485	2861.5円
			34,338円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、所得段階が第1段階及び第2段階以外の方	0.685	4041.5円
			48,498円
第4段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち、本人の前年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.8	4,720円
			56,640円
第5段階	本人は市町村民税非課税であるが、同じ世帯の中に市町村民税課税者がいる方のうち第4段階以外の方	1	5,900円
			70,800円
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	1.1	6,490円
			77,880円
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.25	7,375円
			88,500円
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	8,850円
			106,200円
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.7	10,030円
			120,360円
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.9	11,210円
			134,520円
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	2.2	12,980円
			155,760円
第12段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.4	14,160円
			169,920円
第13段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が1,500万円以上3,000万円未満の方	2.65	15,635円
			187,620円
第14段階	本人が市町村民税課税者で、前年中の合計所得金額が3,000万円以上の方	2.9	17,110円
			205,320円

#### 【月額基準額算出方法】

月額基準額 = 保険料収納必要額 ÷ 予定保険料収納率 ÷ 補正第1号被保険者数 ÷ 12か月

5900円 ÷ 115億6492万5160円 ÷ 98% ÷ 16万6693人 ÷ 12か月

## 4 低所得者の負担軽減の取組

### (1) 低所得者の保険料軽減

平成27年4月1日から、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられており、第8期計画では所得段階第1段階から第3段階までの保険料について、基準額に対する割合を第1段階は0.3、第2段階は0.5、第3段階を0.7に引き下げました。

第9期計画においては、今後の介護給付費の増加を見据え低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、この仕組みを活用して第1段階を0.3から0.285まで、第2段階を0.5から0.485まで、第3段階を0.7から0.685まで、それぞれ引き下げます。

### (2) 介護保険料の減免

第1号被保険者の介護保険料について、第8期計画では、所得段階が第2段階、第3段階で、収入・預貯金、扶養関係などの要件を満たす方を対象に、介護保険料の軽減を実施しました。第9期計画においても継続して実施します。